

新版 建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（No.135602）

〈新版初版 令和 7 年 9 月 30 日〉

正 誤 表

テキストに掲載している関係法令の条文について、発刊後に施行された改正条文を掲載しますので、ご参照下さい。 また、講習等においては、廃止された旨の周知をお願いします。

令和 8 年 5 月 15 日

頁	誤	正
4-75	2行目 実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に資料の一部を分取して、 <u>2枚以上の標本</u> を作製し・・・	2行目 実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に資料の一部を分取して、 <u>6枚以上の標本</u> を作製し・・・ （厚生労働省発行の建築物石綿含有建材調査者講習テキスト及び工作物石綿事前調査者標準テキストに合わせて修正する）